

# 山間地域における近世村の成立過程

——秩父郡阿熊村を中心にして——

田中達也

- I. はじめに
- II. 中世郷とその変化
- III. 戦国末における村落社会の展開
- IV. 近世村の成立過程
- V. 後北条氏の権力基盤
- VI. おわりに

## I. はじめに

秩父は周囲を山地に囲まれた地域であり、そこから流れだす幾本もの河川は大小の谷を形成しつつ荒川にまともり、寄居から関東平野へと流れ出している。集落は谷沿いに点在しており、それらは近世には組と呼ばれ、住人が生活していく上での基本的な単位となっていた。そして、複数個の組を構成単位として行政村が存在していた。

近世における村の存在形態の解明に関して、歴史地理学の分野では、主に藩政村をその単位・規模を基準に類型化したり、それを生産のあり方と関連づけることにより、藩政村の構成の地域的特色を明らかにする研究がなされてきた<sup>1)</sup>。しかし、村の存在形態とその特徴を明らかにするためには、ある一定の地域における村の構成を包括的に検討していく一方で、村がどのような契機で成立し、それが村の存在形態にいかに関与しているかを、個別の事例の検討により明らかにしていく必要がある<sup>2)</sup>。

秩父地方では、水田耕作に適した平坦地に恵まれないという自然環境に影響され、中世以来、布・紙・鉱物資源などの商品の生産に大きく依存した社会が

形成されてきた<sup>3)</sup>。商品の生産はその需要先の動向に左右され、生産組織をこれに対応させなければならぬという側面をもつ。このような経済的環境下にある秩父地方は、ある領域とそこを生活の拠点とする人々とは、村として結合していく社会的契機・経済的要因を追求するフィールドとして適切である。そこで本稿では、上述の観点から、秩父地方における近世村の成立過程を明らかにし、その特徴を考察する。

秩父地方の中世から近世への移行期の動向についての研究は、主に歴史学の分野で後北条氏の研究を中心に蓄積されてきた。しかしこれらの研究成果は、後北条氏の権力構造に関するものが研究の趨勢を占め<sup>4)</sup>、在地の経済・社会の展開に焦点をあてた研究は、十分蓄積されているとはいえない。地域の政治状況は、在地の生産構造や社会関係を反映するものであり、秩父地方におけるさまざまな政治的変動に関しても、このような視点からの見直しが必要である。なかでも、戦国末期に後北条氏は外来の政治権力として、新しい権力をこの地に確立する。この後北条氏と在地との関係にも眼を向けることにより、近世村の成立過程をその政治的側面から眺めていくことが可能となる。

これらの課題を追求するために、本稿では秩父、とくに阿熊村を中心に検討を進めていきたい。近世の阿熊村は、赤平川の支流である阿熊川とその支流白岩川が形成する谷をその範囲とし、北から白岩・川久保・横田倉・室久保・炭焼平・守岩・彦久保の



図1 研究対象地域図

(国土地理院発行2万5千分の1地形図「皆野」を使用)

- 注1) 黒枠内は近世における組を示す。  
 2) 近世の炭焼平組は現在の字新井である。  
 3) 近世の室久保組は現在の字室久保、松場である。

7組により構成されていた(図1)<sup>5)</sup>。阿熊村にはわずかな水田しか存在せず<sup>6)</sup>,住民は畑作と山林資源の活用により生計を立てていた<sup>7)</sup>。こうした生産のあり方は秩父地方では一般的な形態であり,阿熊村を考察の中心とすることで,秩父地方における近世村の成立過程の典型的な事例を提示できるものと思われる。

## II. 中世郷とその変化

鎌倉時代,秩父郡には郷という行政単位が存在していた。当時秩父郡の郡鎮守であった秩父神社に残る史料より,郷の姿の一端を知ることができる。郷は,秩父神社の造営・修造の料木や番匠作料,また御遷宮の際の流鏑馬射手といった諸役やその他の公

事を負担する単位であった<sup>9)</sup>。各郷は郷地頭を中心とした領主支配が行なわれ、諸役は郷地頭により郷内に配分されていた。史料上存在が確認できる郷地頭として、岩田・井戸・薄・吉田・小幡などの丹党および児玉党の流れをくむ諸氏があげられる<sup>9)</sup>。

阿熊谷周辺に焦点を絞ると、南北朝期の貞治4(1365)年の伊豆山神社史料「諸御領御年貢等日記并田畠等数」の武蔵国の項に、「吉田郷三ヵ村・150貫文」という記載がみられる<sup>10)</sup>。この史料より、現在の吉田町一帯に、中世郷の一つとして吉田郷が存在していたことがわかる。

一方、戦国末期の元龜2(1571)年、甲斐国を本拠とする戦国大名である武田氏が阿熊谷へ進攻した際に出された高札の宛先は「阿熊郷」であった<sup>11)</sup>。また、同時期に秩父郡の支配を固めつつあった北条氏邦が天正2(1574)年に発給した印判状により上吉田郷、天正16(1588)年の印判状より下吉田郷の存在も確認できる<sup>12)</sup>。吉田郷とこれらの戦国期における郷との関係を検討してみると、まず、貞享4(1687)年の「阿熊村・下吉田村、山論抜證文目録」<sup>13)</sup>には、阿熊村内に阿熊村と下吉田村の入会地が広範に存在していたことが記載されている。下吉田村が阿熊村内の山林の利用権をもっていたことは、阿熊村と下吉田村が元来一つの郷であったことを示唆している。また、「増補秩父風土記」に阿熊村が吉田の別郷であると記載されていることも<sup>14)</sup>、この事実と照らしてみると根拠のないものとはいえない。

以上より、吉田郷からの分離の結果、阿熊郷など戦国期における郷が成立したと考えられる。また、その背景に、新しい郷の形成を促進した社会変化の存在を想定することができる。

### III. 戦国末における村落社会の展開

秩父郡とその周辺地域には、「オメエ」(主家)という屋号をもつ家が広く存在している。「オメエ」の多くは、近世には名主・組頭となり、組の中心としての役割を果たした。また、多くが鉢形落人伝説を

残し、組の起源となった家として語られている。阿熊谷では白岩・川久保・横田倉に「オメエ」を称する家がある。本章では白岩をとりあげ、「オメエ」のあり方を検討することにより、戦国末における村落社会の変化を考える手がかりとする。

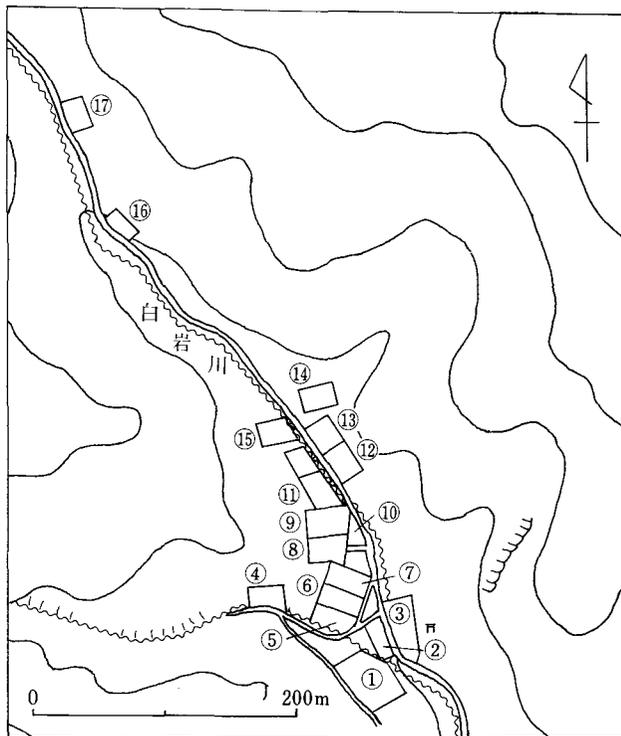
白岩は、阿熊川の支流である白岩川と2本の支流が合流する地点に立地し、阿熊谷の最奥に位置する組である。平坦地はきわめて少なく、白岩川のすぐ近くまで山が迫っており、家屋は白岩川に向かって突き出た2本の尾根の先端部に寄り添って立地している<sup>15)</sup>。

図2に白岩の概要を示した。家屋番号⑧の新井家が上郷の名主家であり、屋号は「オメエ」である。①、②、④、⑦、⑩を除く12軒が⑧を総本家とする同族となっており、白岩が⑧を主家として発展してきたことがわかる。その他に①「ドウムケエ(堂向)」と⑦「ウチデ」が中里姓で、本分家の関係にある。②の屋号は「テラチ」であり、ここと現在の公会堂の地には、明治12(1879)年に廃寺となるまで白岩山清元寺(曹洞宗・吉田町清泉寺末)と薬師堂が存在していた。また、③の脇には白岩の鎮守である熊野神社がある<sup>16)</sup>。

白岩の起源は、次のような伝承となって受け継がれている。戦国大名後北条氏の一族の北条氏邦が城主であった鉢形城(大里郡寄居町)が、天正18(1590)年豊臣秀吉軍により落城した後、氏邦の家臣であった新井豊後守丹治・中里三郎右衛門・加藤四郎左衛門の主従がこの地に落ちのびてきたのが、白岩の始まりであるとされる。この新井豊後守丹治の子孫といわれる家が「オメエ」であり、三郎右衛門の子孫という家が⑦の「ウチデ」、四郎左衛門の子孫は現在は転出しているが、かつては⑥に居住しており、屋号は「シタデ」であった。

この伝承では、白岩の成立は後北条氏滅亡後とされているが、それ以前に既に白岩が存在していたことを示す史料が残っている<sup>17)</sup>。

此



- 〔屋号〕 ①ドウムケエ ②テラチ ③キノシタ ④ドウニシ ⑤オカタ  
 ⑥(新)ヨウセイ(旧)シタデ ⑦ウチデ ⑧オメエ ⑨トナリ  
 ⑩インキョ ⑪セド ⑫カサノシタ ⑬カサノウエ ⑭タツログチ  
 ⑮ムコウヤマ ⑯ヤザカ ⑰オクリ

図2 白岩の概観  
 (「住宅地図」より作成)

一山中と秩父与之あいたの山、何山にてもはやしたてへし、若きり取やから有之ハ、すなハち可申上、よこあひ非分有之ハかき付を以申上事、一かけおちの者有之、何方にて見付申候共、何ときも鉢形へひかせ参可申上、可成敗事、

以上

右此旨違背者、奉行人可處重科者也、仍如件、

(天正14年)

戌



(翁邦挹福)

日

阿久間之内  
 志路屋

四郎左衛門

三郎左衛門

右京

この史料の宛先である志路屋の四郎左衛門、三郎左衛門という人物は、先の伝承における中里三郎右衛門、加藤四郎左衛門と思われる。また、「オメエ」家の墓誌によると、丹治の子が右京となっていることから、右京が「オメエ」であると推定される。これらのことから、戦国末期には白岩を構成していた家として、「オメエ」「ウチデ」「シタデ」に「ウチデ」の本家である「ドウムケエ」を加えた4軒が少なくとも存在していたと考えられる。それにもかかわらず、白岩の起源が鉢形落城後の3軒の土着として語

- 1 立道
- 2 勧請河原
- 3 横道
- 4 そり
- 5 元平
- 6 くえの平
- 7 はびろ
- 8 宮地
- 9 ささのそり大畑
- 10 くえ
- 11 横道上
- 12 向山
- 13 向山下
- 14 向山上
- 15 尾畑上
- 16 惣十地
- 17 大夏沢
- 18 大夏向
- 19 ほうでのそり
- 20 十二天沢
- 21 宅地添
- 22 宅地上
- 23 喜平次せど山
- 24 堂西
- 25 堂西上割

- 26 戸き畑
- 27 とき岩
- 28 地倉畑
- 29 榎平分穴平まげ
- 30 りふご久保
- 31 りふご久保頭
- 32 上の久保
- 33 榎平方漆久保進
- 34 榎平頭
- 35 くうつ頭
- 36 穴平
- 37 藤三郎屋敷
- 38 宅地下
- 39 山の神向
- 40 石灰山
- 41 立路口
- 42 山の神
- 43 立路はつほ
- 44 はつほ
- 45 桐沢
- 46 大倉沢
- 47 大くえ
- 48 寺山下
- 49 寺山
- 50 入山

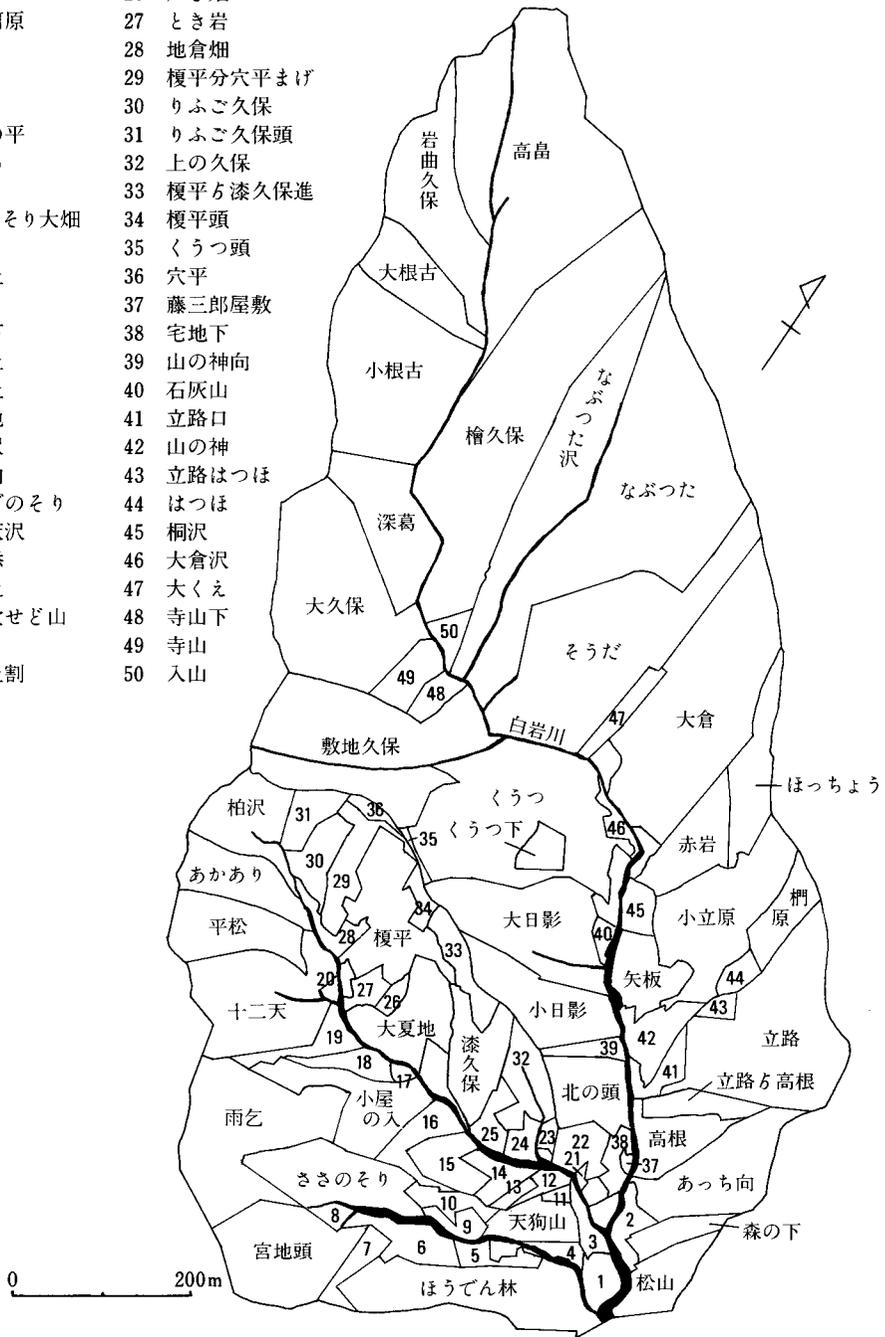


図3 白岩の地字名

(「土地台帳」より作成)

注) 空白部は土地台帳に地字名の記載がない。

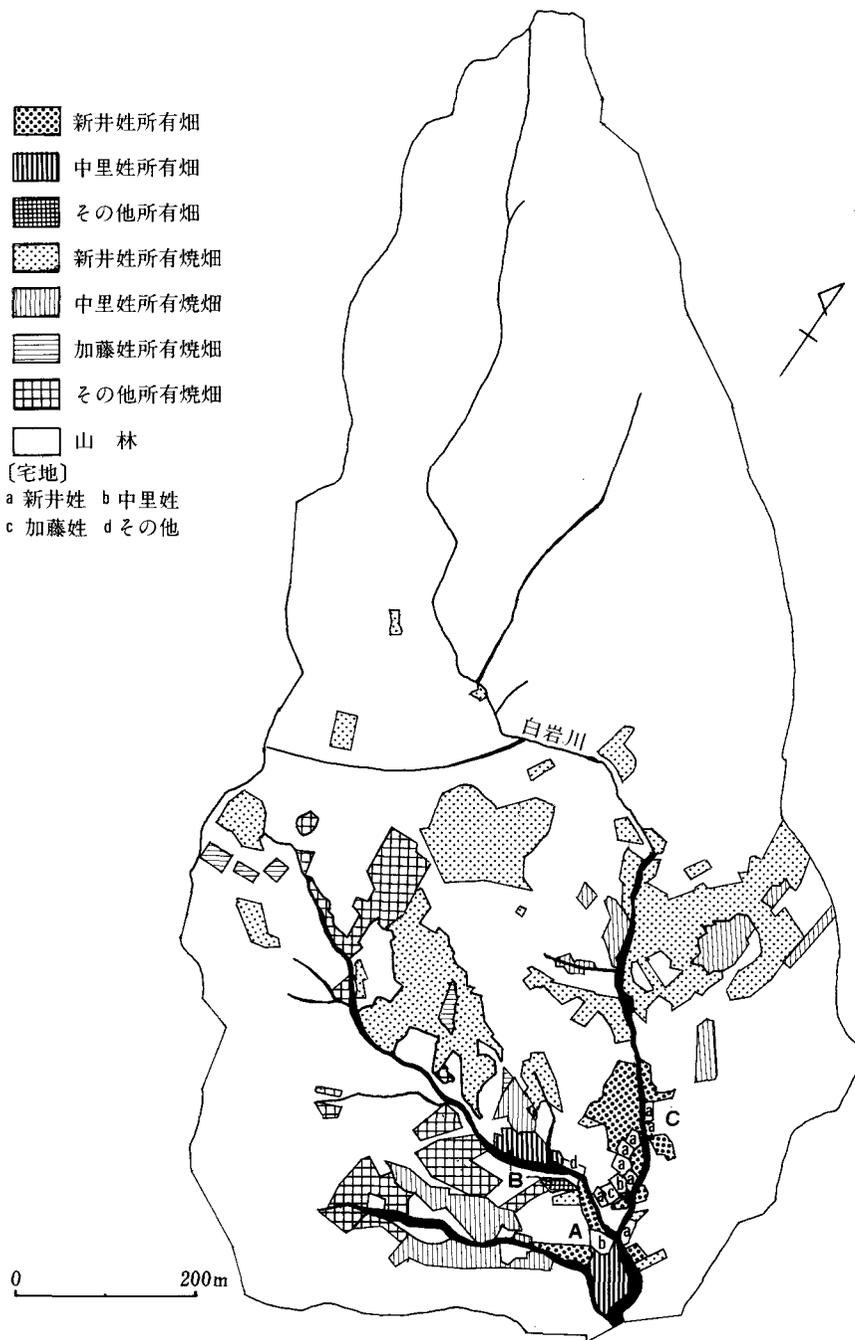


図4 白岩の耕地所有状況

(「土地台帳」より作成)

注) 加藤姓所有畑は存在せず。

られているということは、戦国末が白岩の社会にとって大きな転換期であったことを示している。そこで次に、地名などいくつかの事実関係から、白岩における「オメエ」の社会的位置を検討することにより、戦国期以前の白岩の状況を推定してみよう。

まず、白岩の地名を復原すると、⑧の屋敷の周辺には「北の頭」「向山」「あっち向」「上の久保」などの地名がみられ、「オメエ」の家を中心に地名がつけられていることがわかる(図3)。このような地名のあり方は、「オメエ」が白岩の草分け的な存在であることを示している<sup>18)</sup>。

熊野神社も「オメエ」と深い関係にあった。伝承によれば、「オメエ」が白岩に土着した際、後に御林となった場所に氏神の熊野三社大権現を祀り組の鎮守とし、土着の御礼と将来の氏族の繁栄を祈念したのが熊野神社の始まりとされている<sup>19)</sup>。また、同社に奉納される獅子舞も、同社が現在地に移動する以前は、「オメエ」の家の庭で舞っていた<sup>20)</sup>。以上の事例は、「オメエ」が組鎮守の祭祀権を有していたことを示している。このような事例は白岩以外でもみられ、横田倉でも「オメエ」が組鎮守山の神の地所を所有しているほか、「オメエ」の多くが村、組鎮守の氏子惣代となるとともに、組内で信仰の対象となっている堂宇を所有している。

その他、組内における生活の基本要素である水とも、「オメエ」は深く関わっていた。同じ阿熊村の横田倉組のうち、田倉地内<sup>21)</sup>に湧水池があり、田倉の家々は共同でこれを利用していたが、その地所とそこに祀られている井戸神様は「オメエ」の所有であった<sup>22)</sup>。生活用水を井戸に依存している組では、このような関係がみられる所も多い。以上の事例は、「オメエ」が生活共同体としての組を成立させる核となっていたことを示している。

次に、明治期の土地台帳<sup>23)</sup>を基に、白岩の土地所有形態を復原してみよう。図3にみられるように、「そり」「ささのそり」「大夏地」など焼畑を表す地名が南向き斜面を中心に存在し、土地台帳においても、

焼畑地目の合計面積は13町2反4畝18歩であり、畑地面積の1町8反2畝26歩の約7倍にも及んでいる<sup>24)</sup>。

土地台帳によると、畑地は2つの尾根の先端の屋敷廻りの地に限られ、焼畑は畑地より外側の川添いと南向き斜面とに集中している(図4)。集落より最も遠い場所や中央の尾根の北向き斜面の川岸の焼畑は、分筆による地番や分筆と解せる形態の地割となっているものが多く、台帳作成時の焼畑状況を示している。このうち、畑地は大きく3つに分けられる(図4中のA、B、C)。AとBは中里姓の所有が卓越するが、Cは屋敷廻りの一部と最外縁部を除いて新井姓で占められている。また、焼畑についても、中里姓の所有地はAとBの周辺と白岩川対岸の一部に集中して存在している。加藤姓の所有耕地は焼畑のみで、屋敷から離れた所にある。白岩では近世以降、「オメエ」から分家が多数派生するという社会状況にあったため、土地所有がかなり錯綜している。しかし、新井姓の土地所有は他を圧倒しており、分家輩出以前には「オメエ」が圧倒的な土地所有を誇っていたことが窺える。一方、中里家と加藤家の所有耕地は、その外縁部に存在していた。

以上のように「オメエ」は、土地所有において他の家を圧倒しているのみならず、水源など生活を維持していく上で必要な諸機能を掌握しており、白岩という一つのまとまった社会単位を中心であった。こうした「オメエ」の社会的地位の高さは、「オメエ」が白岩の草分けであることに由来するものと推定され、戦国期以前には白岩が「オメエ」1軒を中心にした社会であったことを示唆している。このことは、戦国末期が白岩にとって転換期であるという先の仮定を裏付けるものであり、戦国末に4軒を中心とした社会構成が成立したと考えられる。

#### IV. 近世村の成立過程

前章までに、戦国末における新しい郷の成立とその背後で進行していた在地における社会変化の存在

を指摘してきたが、本章ではその具体的な内容と変化の要因について検討し、新しい社会組織の成立過程を提示する。

第II章でも少し触れたが、阿熊村では近世初期に山林利用をめぐる争いが下吉田村との間に起こり、貞享4（1687）年には両村の間に次のような協定が結ばれている。

阿熊村・下吉田村、山論抜證文目録<sup>25)</sup>

一、阿熊村下郷之内宮沢・いやがく・彦久保向右三ヶ所苜場所之通双方入会可申候、右三ヶ所之内居山六ヶ所所有之由阿熊村申候、下吉田申候ハ居山無之由双方論ニ及はず候、就夫江戸下谷上野町長兵衛殿、下吉田村弥市右衛門殿、日野澤村重左衛門殿、久長村所左衛門殿、藤谷淵村四郎兵衛殿、右五人衆立会了簡之上六ヶ所ハ居山ニ相定申候、右三ヶ所入会之内ニ有来候立木之所ハ式ツ割半分ハ松かや木阿熊村私用仕、雑木鎌苜落葉下草ハ双方入会ニ可仕候、残る半分又式ツ割壹ツハ下吉田村伐採可申候、其跡□□□□□何木ニよらず壹本立不申候双方苜場ニ相定メ申候、右六ヶ所之居山下吉田村ハ一切入申間鋪候事、

一、宿ふせ山川より上ル道切左之方、末ハ向陽寺畑ハ通ル横道切居山立所ニ相定候、下吉田村一切入申間鋪候、道ハ右之方苜場式ツ割壹ツハ阿熊村松之儀者私用可仕候、雑木鎌苜落葉下草双方入会ニ取可申候、右之内半分を又式ツ割双方より立木松雑木切取、其跡ハ何木ニよらず壹本茂立不申候、双方入会之苜場ニ可仕候事、

(中 略)

一、荒畑之儀御帳面荒地成共苜可申候、尤切替之儀者何程なり共勝手次第ニ開キ作り可申候、右荒地之内ニ立置申候松木并ニ樹木之儀者地主私用可仕候、其外雑木之鎌苜式寸廻リハ下斗リ下草落葉双方入会ニ取可申候、右之外荒地之所自今已後植木萩かや仕立不申入会ニ可仕候事、

一、せば岩之内立所新左衛門分斗、其外ハ皆苜場

ニ紛無御座候事、

(中 略)

一、白岩之儀ハ下吉田村与白岩村相对仕證文取引埒明申候、其内ニ庄左衛門・仁兵衛・次郎左衛門右三人之分有之山之儀者白岩百姓并ニ入会可申候事、

一、道之儀者前々より有来道ハふさぎ申間鋪候、若ふさぎ候所有之候ハ、双方立会見分之上作可申候事、

一、下吉田村ハ阿熊村兩名主江為年玉金子貳両年々持参可仕事、

(中 略)

右前書之通何連茂御扱ニ而双方合点仕相済申上ハ自今已後縦御領分違候共双方申分不致入会ニ可仕候、為其連判ニ而済證文取引申候、仍而如件、

貞享四年卯十月

(中 略)

下吉田村

名主 彦太夫  
孫八郎  
年寄 又右衛門  
与五右衛門  
伊左衛門  
八郎兵衛  
源左衛門  
(他31名)<sup>26)</sup>  
町衆并町  
惣百姓  
(扱人5名)

阿熊村

名主衆中  
年寄衆中  
惣百姓衆中

史料によると、個人的利用を行い排他的用益権を主張する「居山」や個人持山が、目録作成時には既にあちこちに存在しており、持山・居山の範囲が争

論の一つの争点であった。また、入会地の利用に関しても、雑木・落葉・下草などは下吉田村の権利を広く認めているにもかかわらず、木材に関しては阿熊村の排他的用益権が主張されている。このように、施肥用の落葉・下草等の採集地としての用益権を確保しようとする下吉田村と、材木をはじめとする商品の生産を拡大するために、山林の多角的利用の強化ならびに排他的用益権の確立を志向する阿熊村との衝突が山論発生の原因であった。以下、阿熊村をこのような動きに向かわせた要因を検討していこう。

秩父地方では、畑作と交換を前提にした商品とを組合せた生産のあり方が早くから成立しており、戦国期においても、綿（真綿）・漆・紙・炭などが租税の対象品目となっていた<sup>27)</sup>。これらの品目のうち、近世における漆の役負担状況をみても、漆は生産された本数に応じてではなく、以前より漆を上納していた家のみが、古来よりの格式として一定量を上納していた<sup>28)</sup>。このことは当時既に漆の生産が衰退し、漆代永という名目のみが残っていたことを意味している。漆の場合、中世以来の役負担形態が近世になっても維持されており、それは戦国末から近世にかけて生産の新たな発展がみられなかったことに由来していた。

これに対して、戦国末から近世にかけて生産の新たな進展がみられた商品については、漆の事例とは異なる様相を呈していた。以下、それらの商品生産について検討する。この事例としてまず、山間部に位置し、山域や畑の多角的利用により生計を維持してきた点で阿熊村と同様の地理的環境下にある秩父郡太田部村を例に、紙の生産について検討しよう<sup>29)</sup>。

太田部村では、慶長3（1598）年に地詰検地が実施され、村内の耕地は14人の百姓によって名請され、彼らが年貢諸役の納入者となった。この14人のうちの1人であった所左衛門の寛永21（1644）年における年貢諸役負担状況を挙げてみる<sup>30)</sup>。

貳貫六百五十九文 高辻 所左衛門  
永三十文 うしの川かけ也

永三十貳文五ふん くわんめノわた代ニ而納  
永拾文 畚四升九合取ニ而納

ひいて貳貫五百八十七文 所左衛門

此外りんじょうきやくノ事

永百貳十七文 やくわたくわんめ本わり  
共ニ

永貳十六文五ふん きぬ之わり也

永九十三文 本舟わり共ニ 所左衛門

永五十文 本ふねわり共ニ 惣左衛門

永廿五文 本舟やなは同 五郎右衛門

永七十貳文 ふねわり共ニ 助之丞

永三十二文 本ふね小さす同 九衛門

永六十三文 本ふね小さす同 惣衛門

永六十二文 本舟同 三郎左衛門

合五百五十疋文 うきやく 所左衛門

ここでは、本年貢・綿役・絹役は所左衛門がその持高に応じて負担する一方、紙舟役は実際に紙を生産している者が生産高に応じて負担しており、紙舟役は所左衛門が一括して上納している。紙舟役のみを負担する百姓は、高持百姓の所持する土地を耕作する家抱といわれる者たちであった。紙舟役がこのような形態をとっている背景には、村内における紙の生産の進展があり、それに伴い、以前には家抱として地親の下に組み込まれていた百姓が、生産の主体、すなわち独立した家計を持ち年貢諸役を負担する存在となったとみる主張がある<sup>31)</sup>。紙生産の拡大は、在地の社会構成の変化をもたらしたといえよう。

次に、同じ秩父郡の東部に位置する定峯における炭生産の動向をあげ、商品生産の拡大過程とその背後にある社会的状況を検討してみる<sup>32)</sup>。戦国末の定峯には炭焼衆があり、定峯に隣接する栃谷に居住していた斎藤八右衛門が、觸口として炭焼衆を統轄していた。

斎藤八右衛門は、永禄11（1568）年に炭焼等の諸役と関津料を北条氏邦から免除されており<sup>33)</sup>、当時斎藤氏が定峯で生産された炭の流通に関与していたことがわかる<sup>34)</sup>。この炭流通への関与が、かつて斎藤家

が他人の土地を踏まずに上三沢まで行けたといわれるほど土地を所有し、寛永期には氏寺の福蔵寺を建立するなど富強を誇った要因であったと推定される。

天正2（1574）年に、氏邦は斎藤八右衛門に対して1人5俵ずつ、合計130俵（26人分）の炭を毎年鉢形へ上納することを命じた<sup>35</sup>。鉢形へ上納する炭は、おこし炭と鍛冶炭に分けられており、とくに鍛冶炭は城下の鍛冶職人により使用されたと推定される。これより、鉢形城下の整備が炭需要の拡大をもたらした、生産・流通を活発化させた要因であったと考えられる。

これに関連して、後北条氏の一支城領であった松山城領では、天正4（1576）年に竹木を郷で留め、万民の使用のために城下の松山本郷に回すよう命じる法令が出されている<sup>36</sup>。この竹木流通に関しては、軍需物資の領外流出防止を目的とした後北条氏の流通政策により、支城領が城下市の集荷圏として機能したとする指摘がある<sup>37</sup>。しかし、町における材木需要という点からみると、それは城下町に限ったことではあるまい。例えば、吉田も戦国期には町を形成しており、近隣の村の生産物が集まる場であった<sup>38</sup>。以上より、炭と同様材木の生産拡大も、戦国大名の本支城の城下町をはじめとする都市の成長に伴う需要の拡大によるものであるといえよう。

以上のように、戦国末に生産の拡大がみられた商品は、いずれも山林資源を商品化したものであった<sup>39</sup>。そのうえ、これらの商品生産の発展に伴う家抱の家計の独立は、個々の生産者による山林利用を促進させた。また、山論における荒畑の項目にみられたように、焼畑も山林の個人的利用を促進する要因となっていた。商品生産の発展に伴う山林利用者の増大が、山の利用価値を増大させ、山林の用益形態、用益主体間の争いである山論を引き起こした原因であったと考えられる。

以上のような社会状況が、新しい社会組織として個々の成員を統合する村を成立させる一つの要因となった。山林資源の商品化の拡大のためには排他的

用益権の確立が不可欠であったため、阿熊村は居山、持山という、前代からの入会関係にある下吉田村とは質の異なる用益権を確保するための主体となったのである。同時に、阿熊村は「オメエ」ばかりでなく、商品生産を通じて自立した新興の百姓をも含む統合体となったのである。

阿熊村における「添山」の存在形態は、以上のことを裏付ける傍証となろう。

#### 鎌林并添山願書之扣<sup>40</sup>

一、當村鎌林ハ反別拾三町五反式畝五歩并添山与唱候場所ハ百姓拾五人之持畠持林ニ而反別式拾四町老反七畝三步内式町式反四畝九歩ハ下々畠成ニ而御年貢上納往古ノ仕来り候ニ付、右添山の立木御入用之節ハ十五人ヲ始メ村中ニ而伐出御用御普請可仕段先祖以来願中之処、（後略）

寛正（政）九巳三月二日

武州秩父郡阿熊村添山持主拾五人  
（他三名）

堀谷文右衛門様

御手附斎藤永助様

添山とは、近世初期に御林に隣接して設置された村内百姓15人の持林であり、横田倉の「オメエ」が惣代を務めていた。この添山は、主に材木伐採の目的をもって設定されており、この添山に権利を有していた15人が、当時阿熊村内において積極的に材木の商品化に関わっていた層であった<sup>41</sup>。添山の存在形態から、山林資源に対する積極的な取り組みと、これを推進する新しい社会組織の姿が見出さるのである。

## V. 後北条氏の権力基盤

最後に本章では、阿熊村と同様に近世の村に先行する郷を形成していた上吉田の事例を中心に、近世村の成立過程を氏邦の権力基盤という観点から眺めてみる。氏邦が秩父谷に進出した当時、上吉田郷の頂点には郷内の小川を根拠とする山口上総守がいた。彼は、上吉田老騎衆という郷を構成単位とした軍事

表1 荒川衆の構成

天正4 (1576) 年	天正5 (1577) 年	天正16 (1588) 年
持田四郎左衛門 同人方 籐左衛門 同人方 新右衛門 五郎次郎 河田五郎左衛門 大嶋 籐右衛門 又五郎 三郎五郎	持田四郎左衛門 五郎次郎 籐衛門 又次郎 河田五郎左衛門 大嶋 (只澤) 持田主計助 持田小三郎 新六 孫三郎 与次郎	持田四郎左衛門 持田左京亮 持田吾人 中嶋図書助 河田隼人 大屋玄蕃 大屋市助 弥左衛門尉 孫左衛門尉 小四郎 六郎左衛門尉 縫殿助
(合計9人)	(合計11人)	(合計12人)

組織の代表（物主）として、郷を束ねる存在となっていた<sup>42)</sup>。

上吉田壱騎衆の構成は、現在でも小川で行なわれている百八灯という祭りから窺い知ることができる。この祭りは、氏邦家臣の山口上総とその郎党が鉢形落城後小川に土着し、戦没者の霊を慰めるためにおこなったのが起源だと伝えられている。そして、かつては鉢形落人の末裔とされる上吉田村女部田の福田氏、中島の町田氏、宮戸の栗原氏なども祭りに参加していた<sup>43)</sup>。これより、上吉田壱騎衆は上吉田の有力百姓を組織した軍事体であったと考えられる。

氏邦は山口上総守を被官とすることにより、上吉田壱騎衆をも自らの下に掌握し、日尾城(小鹿野町)の諏訪部氏の下に編成していった。ここで、荒川衆という上吉田壱騎衆と同様の軍事組織が形成されていた榛澤郡荒川郷の場合をみると、荒川衆の構成員は天正4 (1576) 年には9人であった。しかし、天正5 (1577) 年には11人に再編成され、天正16 (1588) 年になると、荒地開発に携わった12人が氏邦から扶持を与えられている<sup>44)</sup>。荒川衆の構成員は年代によって変化しており(表1)、開発という経済・社会状況の変化に対応して、荒川衆の再編成が行なわれたものと思われる。以上のように、氏邦の軍事力を支え

ていたのは、各郷の経済力に基づいて編成された軍事力であった。

戦国期における郷がその経済・社会状況に応じた軍事力を持っていたことは、それが単に行政上のものでなく、共通の利益追求のために組織された社会集団であったことの一つの証であろう。戦国期は郷が自立した社会組織として登場した時代であり、それゆえに氏邦は郷を軍事基盤としたのである。

## VI. おわりに

本稿では、阿熊村を中心に山間地域における近世村の成立過程を提示し、村の形成をもたらした社会変化を考察した。秩父郡では鎌倉時代に郷という行政単位が存在し、郷地頭を中心とした社会が形成されていた。阿熊谷の場合、それらの郷の一つであった吉田郷から発展したものが阿熊郷であり、それを継承したのが近世の阿熊村であった。

戦国末期は、この過程における一つの画期であった。需要の拡大に伴う山林資源の商品化の進展は新興百姓を台頭させ、「オメエ」を中心とした以前の社会秩序を変化させるとともに、彼らを山林の排他的な用益権の確立へと向かわせた。阿熊郷はこれらの新興百姓を統合し、以前からの入会関係にあった下

吉田と競合する排他的な利益権を実現する主体となったのである。すなわち、阿熊村の成立は、商品需要の新局面に対する生産者の積極的対応の現れであった。それが戦国末からの都市の発展と密接に関わっていたところに、阿熊村の成立過程の特徴があったといえる。

また、戦国末期に秩父地方を支配した北条氏邦の権力基盤にも、近世村の成立過程が反映していた。氏邦の軍事力を支えたのは郷であり、氏邦は郷を形成させた階層を自らの権力下に吸収していったのである。また、氏邦の家臣団の中でかつての郷地頭の系譜を引く名字が非常に少ないことも、上述の状況を裏付けるものであろう<sup>45)</sup>。

本稿では、生産のあり方とそれを担う社会との関係を中心とした考察に止まり、その背後にある商品需要の展開や流通のあり方との関連について掘り下げた考察を行なうまでには至らなかった。需要商品やその商品の需要先の変化は、流通過程の変化とあいまって生産の現場へ影響を及ぼし、社会構造の変化につながる。商品生産の重要性が高い秩父地方において、この過程は他地域にも増して顕著であったと思われるが、その詳細な検討および事例の蓄積については今後の課題としたい。

(筑波大学・院)

〔注〕

- 1) たとえば、近藤 忠(1959)：紀州における藩政村の村域の広狭と集落構成，人文地理，11-1，山澄 元(1982)：『近世村落の歴史地理』柳原書店，などがある。山澄 元の著書では歴史地理学における藩政村研究の目的や研究動向についての展望が行なわれている。
- 2) このような視点にたった研究として、吉田敏弘(1983)：中世村落の構造とその変容過程—「小村=散居型村落」論の歴史地理学的再検討—，史林，66-3，80~146頁，などがあげられる。
- 3) 小林一岳は、丹・児玉両党が初期板碑や梵鐘作成に深く関わり、石工・金工等の特殊技術を有していたことから、両党が組織的に技術者集団(石

工・金工・鋳物師)の労働力編成を行なっていたのではないかと推定しており、これらの武士団が、秩父郡において早い時期から活発に行なわれていた商品原料生産・加工・流過程を組織・統合する社会勢力として存在していたことを示唆している。小林一岳(1982)：中世前期における在地領主間結合の一側面—神無川扇状地領主群の用水支配をめぐって—，中世の東国，2，1~11頁。

- 4) 代表的な業績として、小和田哲男(1972)：戦国期土豪論—北条氏邦の家臣団と村落—，日本史研究，125，40~61頁，浅倉直美(1988)：後北条氏の権力構造—鉢形領を中心として—(中世東国研究会編『中世東国史の研究』所収，東京大学出版会)235~257頁，などが挙げられる。
- 5) 室久保組は現在の字室久保・松場からなり、炭焼平組は現在の字新井に相当する。また、近世には村と組の間に郷という行政単位が置かれており、白岩・川久保・横田倉・室久保の4組は上郷，炭焼平・守岩・彦久保の3組は下郷に統轄され、各郷に名主が置かれていた。
- 6) 横田岩夫家文書「田方内見書上帳」(明治2年)によると、水田の合計面積は3反8畝9歩であった。
- 7) 内務省地理局編(1972)：『新編武蔵風土記稿 第12巻』雄山閣復刻，228~233頁。
- 8) 海津一朗(1983)：東国における郡秩序と郡内在地領主群—鎌倉末期秩父地方の郷々地頭「一揆状況」—，中世の東国，6，1~19頁。
- 9) 埼玉県(1982)：『新編埼玉県史 資料編5 中世1』158頁，163~165頁。
- 10) 伊藤一美(1990)：武蔵国吉田郷と伊豆山神社—新出の伊豆山神社関係文書から—，埼玉県史研究，24，55~67頁。
- 11) 埼玉県史編纂委員会編(1980)：『新編埼玉県史 資料編6 中世2』344頁。
- 12) 前掲9)，404頁。
- 13) 秩父郡吉田町阿熊「横田岩夫家文書」。
- 14) 稲村担元(1970)：『新編増補 埼玉叢書 第2巻』国書刊行会，250頁。
- 15) 元治元年(1864)の宗門人別帳(横田岩夫家所蔵)には13軒が記載されている。
- 16) 熊野神社には現在数種類の祠が合祀されているが、「山の神」「十二天」「高根」「宮地」といった

- 地名により旧所在地が比定できる。合祀された各祠の具体的な祭祀形態は明らかにできなかった。
- 17) 前掲9), 645頁。
- 18) おなじ阿熊谷の彦久保組では、彦久保氏本家の家屋がある「屋敷」周辺に、「屋敷添」「屋敷妻」「屋敷前」「東屋敷」などの地名が見られる。
- 19) 東洋大学社会学部(1990):『ムラ社会調査報告書—秩父郡吉田町白岩・川久保・横田倉地区の事例—』111頁。
- 20) 前掲19), 109頁。
- 21) 横田倉組は田倉・高田倉・下方の3つの小組に分かれていた。
- 22) 田倉の4軒(明治期には5軒)はすべて同姓であるが、現在では本分家関係については明確にしない。しかし、耕地所有形態・宗教祭祀・墓地の所在などから「オメエ」を本家とする本分家関係を有していると思われる。
- 23) 秩父郡吉田町阿熊、新井乙平氏所蔵。この史料の作成年次は不明だが、明治9年から27年までの間と考えられる。また、この台帳作成時に存在していた家は①および③～⑩である。
- 24) この土地台帳の焼畑地目の中には、等級の低い常畑もかなり含まれているものと思われる。
- 25) 前掲13)。
- 26) 差出人所属地は番戸・取方・市場・広瀬・新志・門前・大日堂・芦田・和田である。
- 27) 前掲9), 元龜2年(1571)卯月7日付, 高岸対馬守宛北条氏邦印判状, 336頁。近世期, 高岸氏は旧上吉田村大榎部に居住していた。
- 28) 皆野町誌編集委員会編(1980):『皆野町誌 資料編2 中近世文書』477～479頁(秩父郡野巻村逸見家文書, 享保11年「乍恐以書付奉願上候」)。
- 29) 阿熊村も太田部村と同様, 近世には紙の生産が行なわれていた。
- 30) 秩父郡吉田町太田部「新井家文書」(寛永21年「高辻うきやくの御帳」より抜粋)
- 31) 六本木健志(1992):近世初期山間部畑作農村における家と経営—武蔵国秩父郡を中心に—, 史潮, 31, 18～36頁。
- 32) 阿熊村も定峯と同様, 近世には炭の生産が行なわれていた。
- 33) 前掲9), 255頁。
- 34) 斎藤氏の屋敷は定峯から大野原を經由して大宮郷へ, また三沢を經由して鉢形への交通路上にあり, 定峯で生産された炭の流通を掌握するのに絶好の立地条件にあった。
- 35) 前掲9), 405頁。
- 36) 前掲9), 433頁。
- 37) 藤田裕嗣(1987):後北条氏領国における流通圏と流通システム, 史林, 70—6, 73～113頁。
- 38) 前掲9), 711頁。
- 39) 紙の原料である楮は, 畑の畦畔や山において栽培されていた。
- 40) 「横田岩夫家文書」。
- 41) 当初の添山の範囲は白岩の字大久保・深葛・小根古・大根古・岩曲久保と高島の一部であった。しかし, 明治期には岩曲久保と高島のみが10人持の地として存続していた。土地台帳に記載されている持主10人とかつて添山の範囲であった場所の所有者を合わせると合計19人となる。この19人の内訳は, 守岩1名, 新井1名, 室久保4名, 横田倉5名, 川久保1名, 白岩7名となっている。
- 42) 前掲9), 164頁, 596頁。
- 43) 浅見清一郎(1970):『秩父一祭と民間信仰—』有峰書店, 130～131頁。
- 44) 前掲9), 434～435頁, 457～458頁, 709～710頁。
- 45) 例えば, 応永23(1416)年10月に勃発した上杉禅秀の乱では秩父郡内の秩父氏・岩田氏・白鳥氏などが禅秀方となり所領を没収されている。(『新編埼玉県史 通史編2』, 358頁)。

#### 〔付記〕

本稿の作成にあたり, 筑波大学歴史・人類学系教授田中圭一先生にご指導を頂きました。また, 大学院の先輩諸氏や歴史地理学編集委員会からも適切なご指導を頂きました。現地調査・史料収集にあたっては吉田町役場, 横田岩夫氏をはじめとする阿熊地区の多数の皆様のご協力を頂きました。以上, 記して厚くお礼申し上げます。